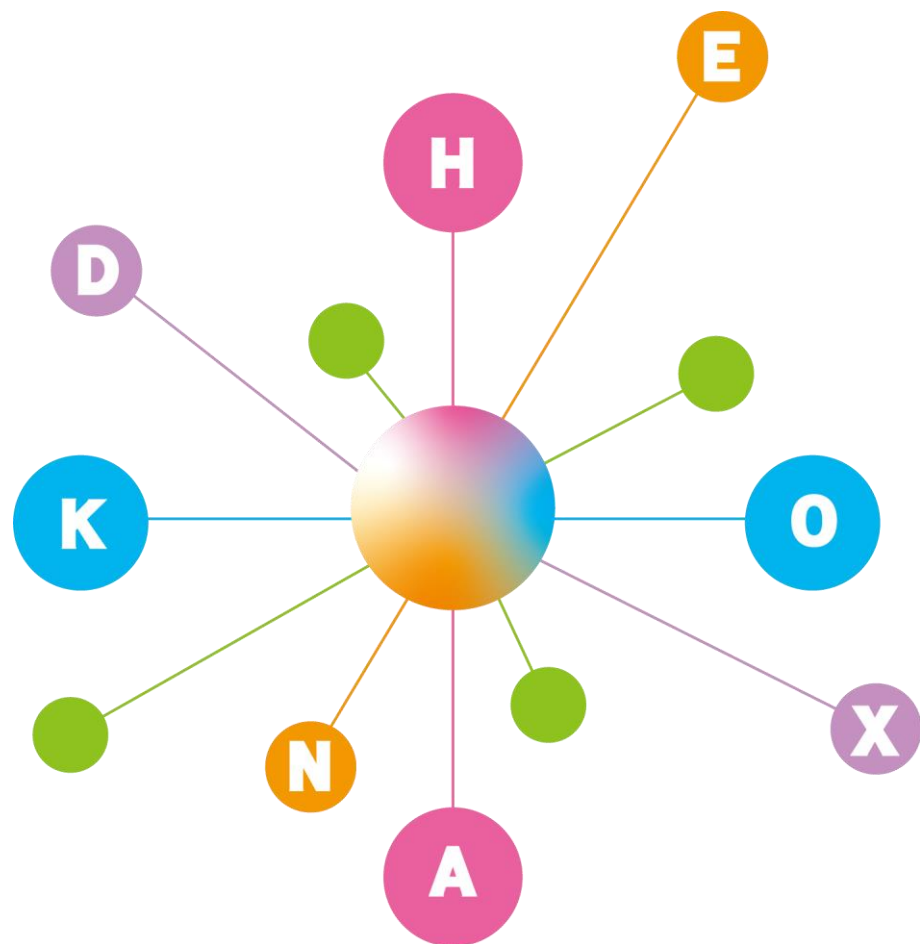


箱根町DX推進計画

計画期間 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度



笑顔があふれる

ウェルビーイング

Well-being (幸せ) な

未来のまち

2023(令和5)年10月 箱根町

様々な要素が繋がることで箱根のDX（デジタルトランスフォーメーション）
が広がることをイメージ

目次

第1章	計画策定の背景	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	推進体制と進捗管理	3
第2章	本町をとりまくデジタル環境	5
1	国の動向	5
2	県の動向	6
3	本町のDXの推進に係る取組み	7
第3章	計画の推進	10
1	本町がDXにおいて目指す姿	10
2	政策の方針	11
3	方針にかかる施策展開	12
➤ 方針1	➤ 持続可能な町を次世代に	13
➤ 方針2	➤ より便利に、より快適に	21
➤ 方針3	➤ 生まれた時間は町民のために	28
第4章	資料	36
1	はこねデジタル未来宣言	36
2	箱根町DX推進本部設置要綱	37
3	箱根町DX推進リーダー会議設置要綱	38
4	用語説明	39

※文中に出てくる用語（*印付）の説明を、用語説明に掲載しています。

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

近年の超高齢化社会の到来や急激な人口減少は、全国的に社会環境や経済状況に大きな影響をもたらしています。2025（令和7）年には、団塊の世代が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へ局面が変化することが予想されていますが、本町では既に2020（令和2）年の老年人口（65歳以上）の割合が38.4%と4割に迫り、高齢化の進行を伴う人口減少により、人口構成の変化を引き起こしています。これらの変化に対応するためには、限られた人材で効果的な行政運営を実現していくことが重要となります。

私たちをめぐるデジタル環境は、AI*やIoT*などの技術進歩による革新的なデジタル製品やサービスなどが誕生し、ICT*がめざましく進展しています。しかし、デジタル技術の進展に伴い重要性・多様性が爆発的に増大した「データ」については、生成・流通・活用などにおける環境が十分に整備されていませんでした。

そういった技術革新が進む最中、2019（令和元）年度に発生した新型コロナウイルス感染症のまん延は、私たちの意識や生活様式に変容をもたらしました。こうした状況、国や地方の情報システム連携の脆弱さや、個人のデジタルリテラシー*格差を浮き彫りにするとともに、デジタルが我々の生活の豊かさを向上させる可能性が大きくひろがりました。

国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、「今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会』を掲げ、これに向けた制度構築として、IT基本法*の全面的な見直しを進める。このような社会を目指すことは、『誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化』を進めるということにつながる」としています。

本町においても、町民サービスの利便性向上を図るとともに、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を推進します。このような背景を踏まえ、町政におけるデジタル技術利活用のための方針及び具体的な戦略を示す「箱根町DX推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、箱根町におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)*を推進するため、以下のように位置づけます。

官民データ活用推進基本法*に基づく計画

箱根町DX推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する計画として策定します。

また、同法第9条第2項に規定された都道府県官民データ活用推進計画である「かながわICT・データ利活用推進計画*（令和元年7月に策定）」を勘案し、箱根町における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとします。

平成二十八年法律第百三号 官民データ活用推進基本法 第二章 官民データ活用推進基本計画等
(都道府県官民データ活用推進計画等) (抜粋)

第九条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下この条において「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

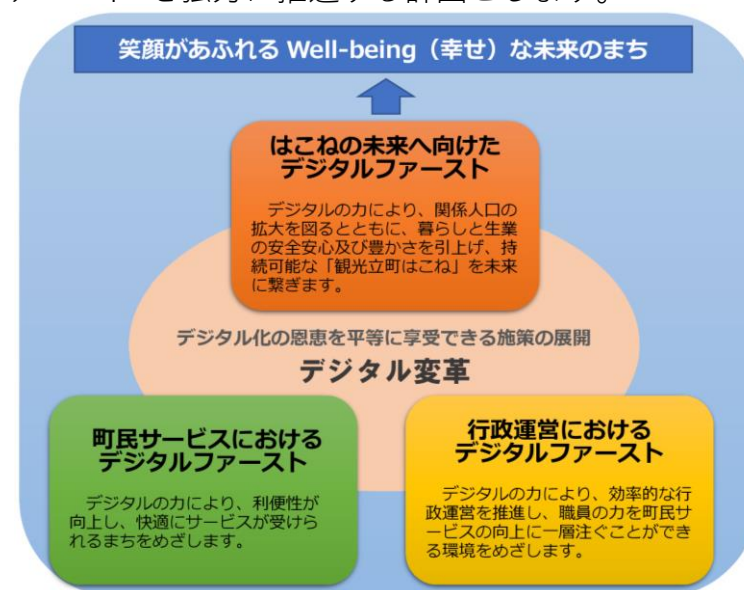
- 2 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県官民データ活用推進計画又は市町村官民データ活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

総合計画の将来像の実現を支援する計画

本計画は、「箱根町第6次総合計画」の目指す町の将来像「やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根」の実現に向け、町政各分野において、デジタル・情報化の面から支援する計画とします。

はこねデジタル未来宣言の実現を推進する計画

本計画は、「はこねデジタル未来宣言」の目指す「笑顔があふれるWell-being*（幸せ）な未来のまち」の実現に向け、3つのデジタルファースト*を強力に推進する計画とします。



3 計画の期間

本計画は、「箱根町第6次総合計画」の計画期間に合わせ、2023（令和5）年度から、2026（令和8）年度までの4年間とします。

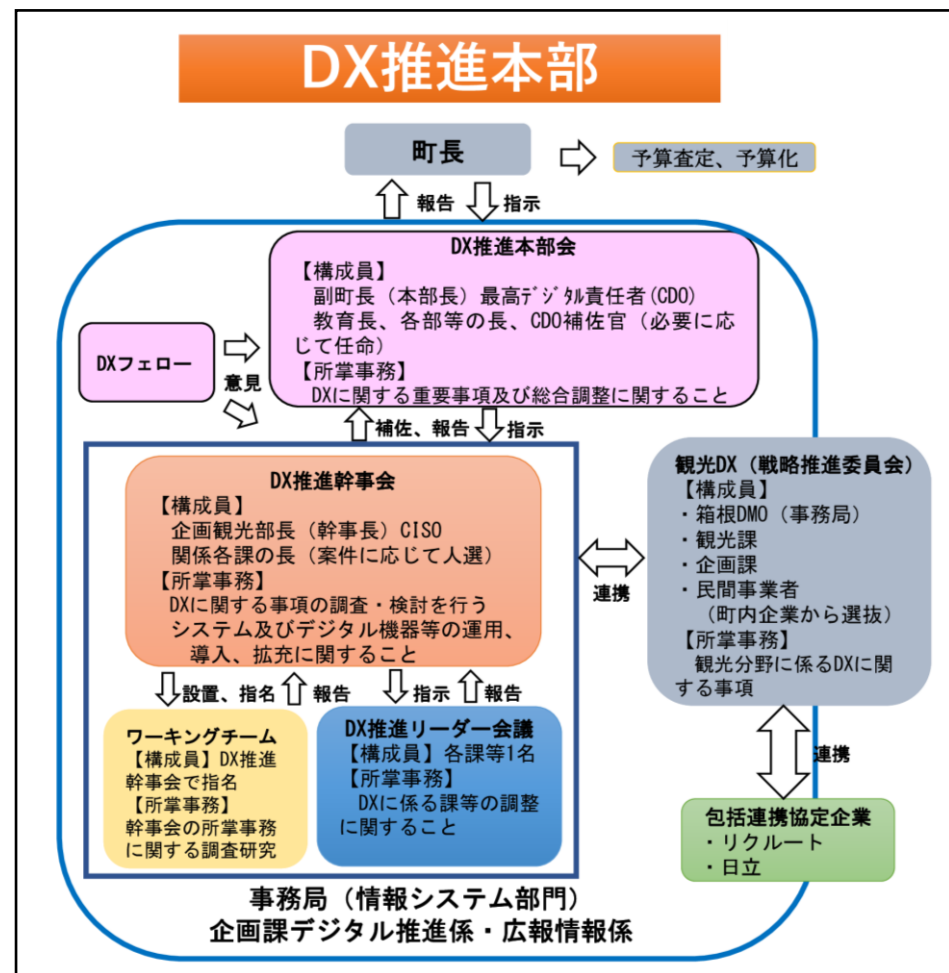
4 推進体制と進捗管理

推進体制

本町の推進体制は副町長をトップに全庁的・横断的な推進に向け「箱根町DX推進本部」を整備しつつ、民間など外部からのデジタル化に対する専門人材を積極的に活用して計画的に推進します。

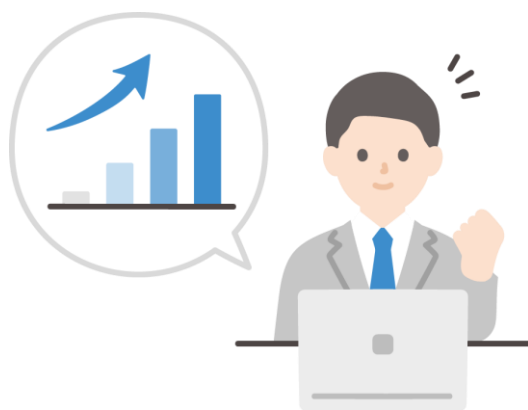
本部会は、副町長を本部長かつCDO*（最高デジタル責任者）に構成され、幹事会は企画観光部長を幹事長かつCISO*（最高情報セキュリティ責任者）に構成されます。また、DXフェロー*に有識者2名を委嘱しています。

幹事会の下には各課から選出されたDX推進リーダーから構成されるDX推進リーダー会議が設置され、全庁的な推進体制を構築しています。



進捗管理

デジタルを取り巻く環境や技術の進化は目覚ましく、日々進歩しています。本計画の計画期間は4年としますが、最新の情報収集を行い、計画に掲載した取組みであっても、その必要性を調査研究し、時代のニーズや新たな技術の登場を考慮しながら、本町のWell-being（幸せ）にあった取組みを進めることとします。



計画の実施に係る考え方

計画に沿って施策を確実に進めるために、民間企業との連携、各種補助制度の活用及びシステムの共同利用など、導入に係るイニシャルコスト（初期経費）のほか、ランニングコスト（維持管理経費）の削減を図ります。

なお、費用対効果を最大限に高めるとともに、アナログの良い部分は残しつつ、デジタル化による利便性の向上を追求することとします。



セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱い

システムの構築や各種データの取扱いに当たっては、「サイバーセキュリティ基本法*」、「サイバーセキュリティ戦略*」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「箱根町情報セキュリティポリシー*」に基づく適切なセキュリティ対策を講じ、適切な情報資産の保護・管理体制を確保します。また個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び「箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき適切に取り扱うこととし、データ活用に係る町民の不安の払拭に努めます。

第2章 本町をとりまくデジタル環境

1 国の動向

- 2000（平成12）年 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）成立
- 2000（平成12）年 IT基本戦略公表
- 2001（平成13）年 e-Japan戦略公表
- 2003（平成15）年 e-Japan戦略II公表
- 2006（平成18）年 IT新改革戦略公表
- 2009（平成21）年 i-Japan戦略2015公表
- 2013（平成25）年 内閣情報通信政策監（政府CIO）の法定設置
- 2013（平成25）年 世界最先端IT国家創造宣言
- 2014（平成26）年 サイバーセキュリティ基本法成立
- 2016（平成28）年 官民データ活用推進基本法成立
- 2017（平成29）年 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画策定
- 2017（平成29）年 デジタル・ガバメント推進方針決定
- 2018（平成30）年 デジタル・ガバメント実行計画策定
- 2018（平成30）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画策定
- 2019（令和元）年 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）改正
- 2019（令和元）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画変更
- 2020（令和2）年 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画変更
- 2020（令和2）年 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画策定
- 2021（令和3）年 デジタル社会形成基本法成立
- 2021（令和3）年 デジタル田園都市国家構想実現会議
- 2021（令和3）年 デジタル庁発足
- 2021（令和3）年 デジタル社会構想会議
- 2022（令和4）年 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】策定
- 2022（令和4）年 デジタル田園都市国家構想総合戦略策定

第一期
ICTインフラの整備

第二期
ICT利活用の推進

第三期
デジタルデータの
利活用の推進

第四期
デジタル社会の構築

2 県の動向

「かながわICT・データ利活用推進計画」の策定と取組み

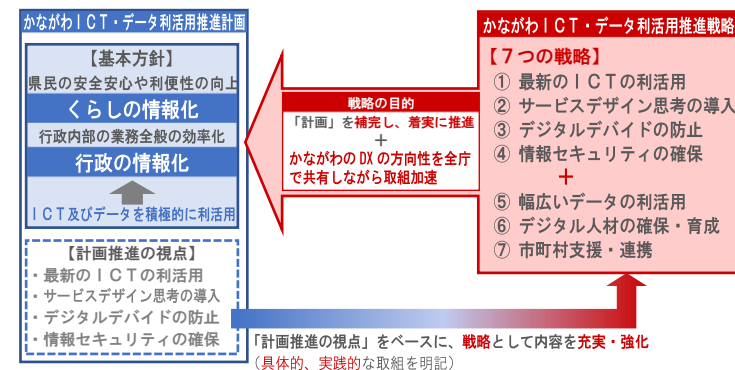
ICT及びデータの積極的な利活用による県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を実現するため、「かながわICT・データ利活用推進計画」を2019（令和元）年7月に策定し、「最新のICTの利活用」、「サービスデザイン*思考の導入」、「デジタルデバイド*の防止」及び「情報セキュリティの確保」の4つの視点に留意しながら、計画を効果的かつ着実に推進。

推進体制の強化

ウィズコロナ時代を迎える中、「くらしの情報化」及び「行政の情報化」を一層スピードアップするため2020（令和2）年11月にデジタル戦略本部を設置。また、県は、温かさや優しさを感じられるデジタルに支えられたサービスの体験、体感を通して、社会的課題の解決や未来社会の創造につなげるため、未来創生課（現いのち・未来戦略本部室）内に「デジタル・エクスペリエンス推進チーム」を設置。

戦略の策定

コロナ禍において顕在化したデジタル化の遅れという新たな状況に対応し、計画をさらに効果的に推進し、DXの加速化を図るため、県庁全体で幹部職員を筆頭に、職員一人ひとりが本県のDXの方向性を共有し、主体的に取り組むための方策として、「かながわICT・データ利活用推進戦略」を策定。



3 本町のDXの推進に係る取組み

1. デジタル推進係を設置【2022（令和4）年4月1日】

- 企画観光部企画課にDXを推進する専門部署を新設する。
- 同企画課内の情報システム部門は既存のまま残し、連携することでDXを推進していく。

2. 箱根町DXフェローに有識者2名を委嘱【4月26日】

- 国の動向、社会情勢や当町の現状を踏まえ、専門的知見からDXの推進に関する支援・助言を行う。

・小林圭介（こばやし けいすけ）

株式会社キネッソジャパン シニアマネジャー・ビジネスリード

インターネット広告代理店にてキャリアをスタートさせ、当時最新のDSPによるディスプレイ広告運用チームを立ち上げ、チームリードとして従事。その後大手コンサルティング会社へ入社、デジタル分野へ進出するキーメンバーとして活躍。その後は大手日系テレコム企業のハウスエージェンシーへ転じ、旧来のマス広告中心の代理店ビジネスからのデジタルトランスフォーメーションを推進。

外資系DSP企業の日本法人立ち上げに従事。デジタル広告の黎明期（2000年代）から一貫して提案・運用・組織開発に携わり、運用型ウェブ広告及びアドテクノロジーの活用に関するコンサルタントとして活躍してきた。2018年に入社後は自治体を含むクライアント企業のデジタルマーケティング活用のための組織開発・仕組みづくり・運用体制構築等のコンサルティングをリード。

【業務経歴】

栃木県CMO(最高マーケティング責任者)／北海道網走市デジタル参与／岐阜県インバウンド向け世界レベルのデジタルマーケティング支援業務責任者／愛媛県デジタルマーケティングアドバイザー業務責任者、データマネジメントコンサルタント業務責任者／岡山県デジタルマーケティングアドバイザー業務責任者／富山県デジタルマーケティングアドバイザー業務責任者／大分県デジタルマーケティングアドバイザー業務責任者／静岡県浜松市デジタルマーケティング戦略策定業務責任者



・陳内弘樹（じんない ひろき）

内閣府クールジャパン地域プロデューサー

東北芸術工科大学 客員教授

グーグル合同会社 google for Education 本部長／兼チーフエバンジェリスト
地方創生（DX）・デジタル田園都市国家構想担当

大手旅行会社にて市場開発、オンライン販売、コンテンツ開発業務を歴任後グーグルに移る。旅行業界統括本部長、観光立国推進部長を経験後、現在は中央省庁、地域公共団体、教育機関、デジタル変革支援を通じた地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進を支援。

その他、早稲田大学 招聘研究員、官公庁広域観光周遊ルート専門家、スポーツ庁：スポーツツーリズム参観連携会議委員、多くのアドバイザーを務める。



3. DXに係る研修

- 幹部職員DX研修会を開催【2022（令和4）年4月26日】
DXフェロー2名による、対面での講習を開催し、幹部職員（課長以上）の意識醸成を図った。
- 全職員向けDX動画研修を開催【5月31日】
DXフェロー（小林氏）が講師となった動画を職員全員が視聴し、DXについて学んだ。
- 管理職向けDX動画研修を開催【9月1日】
DXフェロー（小林氏）が講師となった動画を管理職（副課長級以上）が視聴し意識醸成を図った。
- DX推進リーダー会議を開催【11月4日】
DXフェロー（小林氏）による対面での講習を開催し、課題懸案事項の発表を行った。

4. はこねデジタル未来宣言の発表【8月22日】

【宣言の目的】

デジタル技術を積極的に活用し、利便性と効率性を向上させる持続可能なまちづくりをめざします。そのために、以下3つのデジタルファーストを柱に置いて、デジタル変革（DX）を進め、デジタル化の恩恵を平等に享受することができ、誰一人取り残されない「笑顔があふれるWell-being（幸せ）な未来のまち」をめざします。

【取組内容】

(1) はこねの未来へ向けた デジタルファースト

- デジタルマーケティング*の推進
- シティプロモーション*のデジタル活用
- 子育て・教育分野のICT活用

(2) 町民サービスにおける デジタルファースト

- 行政手続オンライン化*の拡充
- マイナンバーカードの普及促進
- デジタルデバйд対策の充実

(3) 行政運営における デジタルファースト

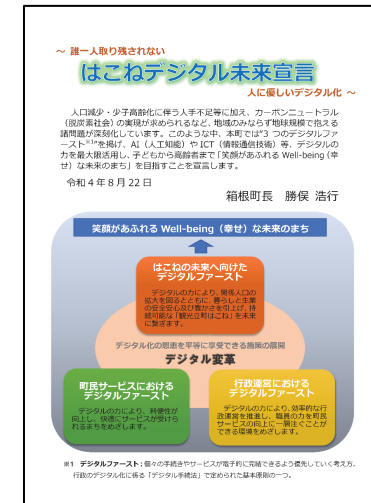
- AIやRPA*の活用による業務の効率化
- Web会議*やテレワーク*の推進
- ペーパーレス*化の推進

5. DX推進体制の整備【9月1日施行】

- DXの取組みを総合的、効果的に実施するために、DXに関する重要事項を協議する機関として、「箱根町DX推進本部」を設置。

DX推進本部会	副町長（本部長）CDO、構成員：教育長、各部等の長	DX推進リーダー会議	構成員：各課等から1名
DX推進幹事会	企画観光部長（幹事長）CISO、構成員：各課等の長	業務WT（ワーキングチーム）	構成員：DX推進幹事会において指名

※随時、DXフェローと連携し、助言を求める。



※はこねデジタル未来宣言の詳細はP36参照

6.D Xの推進に向けて【2022（令和4）年度の実績】

- スマートフォン教室の実施（全10回延べ78名参加）LINE教室（1回9名参加）
- DX推進に係る各課等へのヒアリングを実施【2023（令和5）年1月31日～2月6日】
- DX推進本部会、幹事会の開催（本部会2回、幹事会1回）
- 押印等の廃止【2023（令和5）年3月】

7.D Xの推進に向けて【2023（令和5）年度の計画】

- 2023（令和5）年度予算編成方針資料抜粋【2022（令和4）年10月4日説明会資料】
『本年8月に制定した「はこねデジタル未来宣言」（本町のDX推進に係る基本方針）を踏まえたDX推進計画の策定作業を現在進めているところ〔2023（令和5）年度（上半期）策定予定〕ですが、これに先立ち、同宣言で掲げた【3つのデジタルファースト】に資する取組みについても積極的に対応するようお願いいたします。』

8.D Xの推進に向けて【2023（令和5）年度事業概要】

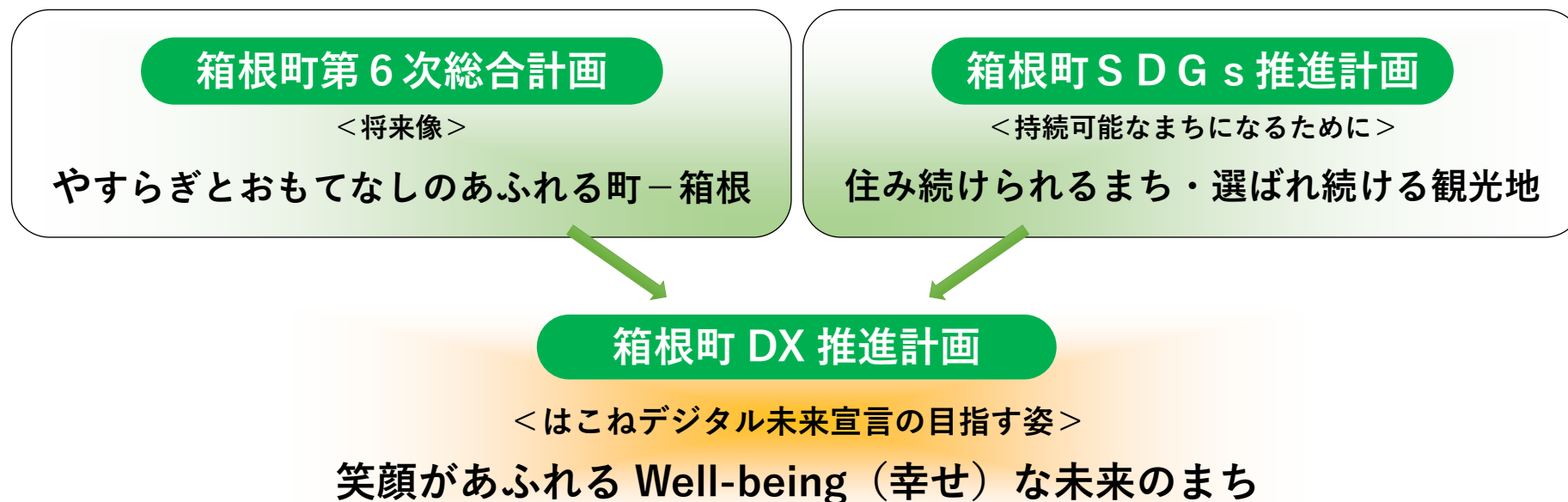
- DX推進計画の策定
具体的な施策、スケジュールを盛り込んだ計画を策定する。
- スマートフォン教室
各地域（5地域）各2回、合計10回開催予定 LINE教室 2回
- デジタル化施策
係長級職員DX研修会を開催/各施設にWi-Fi*を整備/ペーパーレス会議用タブレット端末の導入/かんたん窓口システムの導入/財務伝票の電子決裁を導入

第3章 計画の推進

1 本町がDXにおいて目指す姿

本町では、第6次総合計画においてまちの将来像を「やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根」に、SDGs*推進計画では、持続可能なまちになるために「住み続けられるまち・選ばれ続ける観光地」を掲げ、まちづくりを推進しています。

また、2022（令和4）年8月に「はこねデジタル未来宣言」によりデジタル化に対する町の強い意志、方針を表明しました。それらの意思を尊重し、本計画においては、「笑顔があふれるWell-being（幸せ）な未来のまち」を将来像とし、強力でDXの推進に取り組んでいきます。



2 政策の方針



笑顔があふれる Well-being（幸せ）な 未来のまち



本町では、DXにおいて目指す姿を、「笑顔があふれるWell-being（幸せ）な未来のまち」としました。この目標の実現に向け、3つの方針をたて、戦略的に推進していきます。

方針 1

はこねの未来へ向けた
デジタルファースト

～持続可能な町を次世代に～

方針 2

町民サービスにおける
デジタルファースト

～より便利に、より快適に～

方針 3

行政運営における
デジタルファースト

～生まれた時間は町民のために～

3 方針にかかる施策展開

▶ 方針1 ▶

持続可能な町を次世代に

はこねの未来へ向けた
デジタルファースト

- 1-1 デジタルマーケティングの推進
- 1-2 シティプロモーションのデジタル活用
- 1-3 子育て・教育分野のICT活用
- 1-4 DXを推進する人材の育成

▶ 方針2 ▶

より便利に、より快適に

町民サービスにおける
デジタルファースト

- 2-1 行政手続オンライン化の拡充
- 2-2 マイナンバーカードの普及促進
- 2-3 デジタルデバйд対策の充実
- 2-4 デジタル化による安全安心なくらし

▶ 方針3 ▶

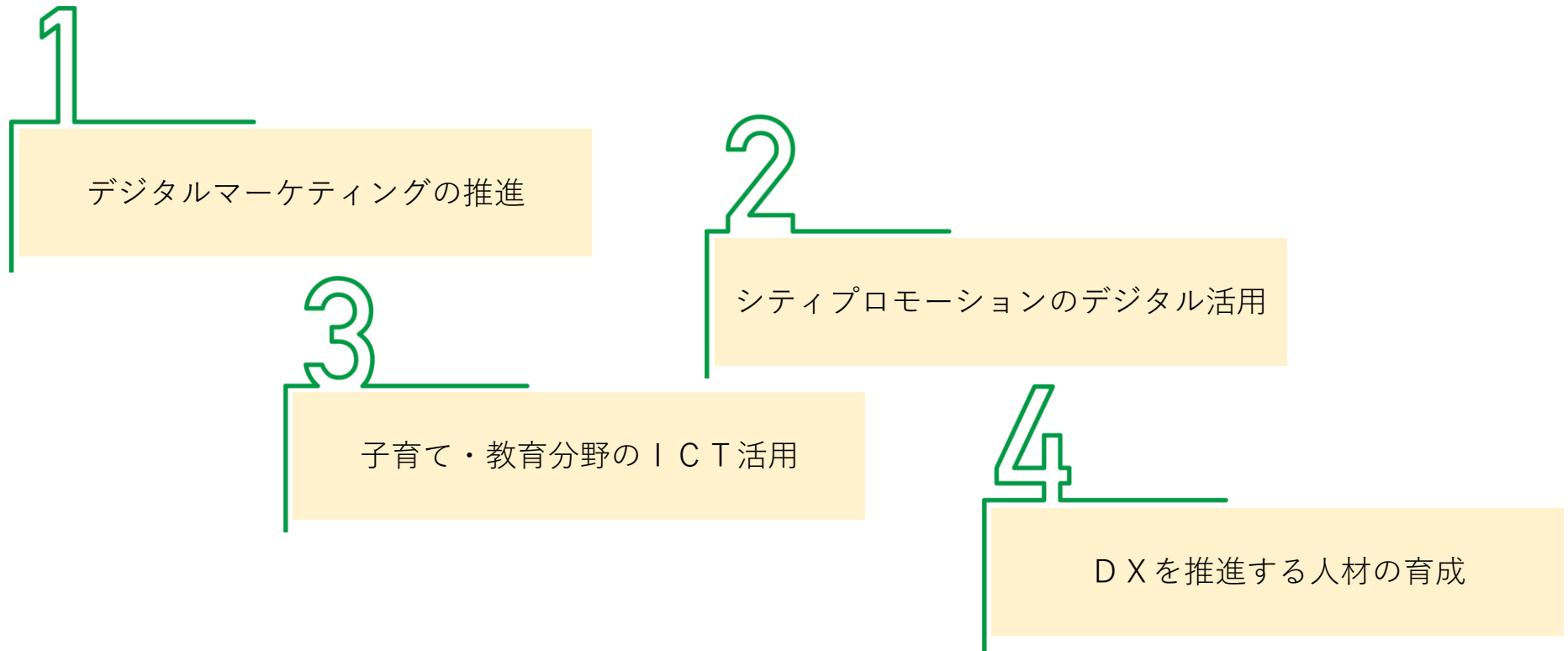
生まれた時間は町民のために

行政運営における
デジタルファースト

- 3-1 AIやRPAの活用による業務の効率化
- 3-2 Web会議やテレワークの推進
- 3-3 ペーパーレス化の推進
- 3-4 デジタル環境の整備・拡充

➤ 方針1 ➤ 持続可能な町を次世代に

デジタルの力により、関係人口*の拡大を図るとともに、暮らしと生業の安全安心及び豊かさを引上げ、持続可能な「観光立町はこね」を未来に繋ぎます。



1-1 デジタルマーケティングの推進

- デジタルマーケティング体制の構築と効果的なプロモーション*等の実施により、国際観光地「箱根」をより一層確立
- デジタル技術による「おもてなし」の向上により国内外から人が集まる持続可能な観光業を実現

1-1-1 観光DXの推進【観光課】

町内事業者にキャッシュレス*決済の導入とデータの利活用を促します。また、AIカメラ*のデータ利活用（域内消費の拡大等）を図ります。【実施（連携）主体：箱根DMO*】

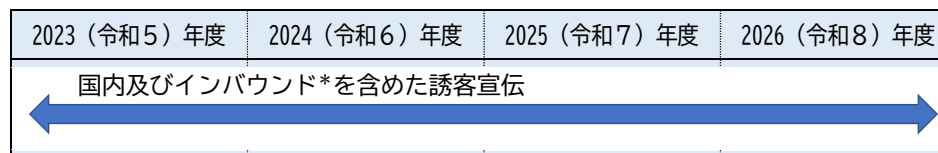
2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
官民連携によるプロジェクトの推進			
キャッシュレス決済の導入促進、データ利活用			
AIカメラのデータ利活用			
第2次箱根町HOT21観光プラン実施計画（後期）策定準備			

【経過】

- 2022（令和4）年3月22日 株式会社リクルートと観光DXを目的とした包括連携協定を締結
キャッシュレス決済を推進すると同時に、箱根DMOが購買データの収集・分析を行い、デジタル消費基盤の構築とマーケティング機能を高める
- 2022（令和4）年5月17日 株式会社日立システムズと観光DXを目的とした包括連携協定を締結
箱根DMOによりAIカメラを用いた車両ナンバーの分析を行い、混雑具合の傾向など周遊利便性の質の向上を図る

1-1-2 顧客・マーケットに対応した宣伝・広報の推進【観光課】

様々な社会情勢により大きな変革が予想される顧客ニーズを的確に把握するとともに、マーケットにあった誘客宣伝媒体のきめ細かな見直しや、さらなる海外向け観光情報提供機能の充実を図ります。【実施（連携）主体：箱根DMO】



【経過】

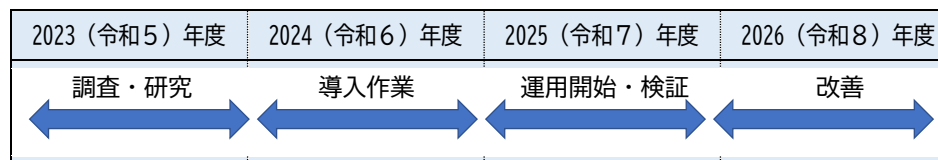
2022（令和4）年度実施事業

- ・小田急線内で箱根の紹介動画を放映し、誘客促進を図る
- ・東京駅八重洲南北通路のデジタルサイネージ*で箱根の紹介動画を放映し、誘客促進
- ・横浜ランドマークタワーのデジタルサイネージで箱根の紹介動画を放映し、誘客促進

1-1-3 キャッシュレス決済の導入【観光課・生涯学習課】

町立観光施設等の利用料をキャッシュレス決済システムや券売機（現金・キャッシュレス対応）の導入で効率化を図ります。

町立観光施設等5施設で四半期に1回程度、検討会を設け、サービス向上に向けた取組み、運営方法の見直しや施設間の連携について協議し、方針・計画等を作成して実施します。



【経過】

2023（令和5）年6月 キャッシュレス決済に係るワーキングチームを設置

DX推進幹事会において、関係課から選抜したメンバーを構成員とするワーキングチームの設置を承認


1-2 シティプロモーションのデジタル活用

- シティプロモーションのデジタル活用により、「箱根ブランド」の更なる高付加価値化を実現
- 空き物件や空き家などの活用できていない資産を有効利用し、移住定住に繋げるプロモーションを展開

1-2-1 ICTを活用したプロモーションの実施【観光課】

旅行中の情報取得にスマートフォンの活用頻度が極めて高いことから、旅行情報誌やお天気アプリなどGPS*アプリと連動した「タビナカ」の情報発信を目的とするプッシュ型*のプロモーションを検討し、試験運用します。

施策の有益性によっては、一般事業者への開放（有料）、そして防災情報との連動も念頭に検討します。（第2次箱根町HOT21観光プラン実施計画より抜粋）【実施（連携）主体：箱根DMO】

2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
実証実験、更なる利活用の調査・研究・改善 			

【経過】 2022（令和4）年度 マーケティングツールの新規開発により、交通情報やマーケティング情報を町内事業者へ有料にて展開を行う
 そのほか観光客に向けて、スマートフォンで混雑状況等の情報が分かるマップ等の制作について、検討



1-2-2 シティプロモーションの推進【企画課】

空き物件等を活用したサテライトオフィス*などの設置を検討する民間事業者に対して、相談や活用に対する支援を行います。
 テレワーク等への就業形態の変化に対応するなど、コワーキングスペース*やコミュニティスペース*の設置を進め、仕事や暮らしをつなぐ拠点づくり、また移住しやすい環境づくりを推進します。

2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
サテライトオフィス等の誘致について調査・研究			

【経過】 2023 (令和5) 年1月 移住体験・交流施設 (cotoha*) の一部を整備し、コワーキングスペースとして試験的に開放【2023 (令和5) 年5月までの実績：2事業者】



cotoha

1-2-3 ふるさと納税の強化【財務課】

ふるさと納税寄付金について、ポータルサイト*の拡充、分かりやすいポイント表記への変更、返礼品の充実、ふるさと納税のイベントへの参加・PRなどを行い、リピーターや新規寄付者獲得のために施策を講じ、寄付額の増に努めます。

2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
受入体制の強化、寄付額増額に向けた調査・研究、運用方法見直しの検討			
寄付額の増加に向けた取組み (ポータルサイトの追加、魅力的な返礼品の開発、委託内容の見直し)			

【経過】 2022 (令和4) 年度 ふるさと納税寄付金の税控除に係る特例申請手続きについて、オンライン申請を実現

1-3 子育て・教育分野のICT活用

- 子育てや教育の場でのICT活用により「効率化」を図る。保護者負担の軽減を実現
- 効率化に伴う「保育の質の向上」により、箱根町で子育てをしたくなる意識を醸成

1-3-1 保育業務のICT化【子育て支援課】

登降園管理や延長料金計算、園からの通知一斉配信などをシステム化することで、安心安全の徹底、事務の効率化を図ります。

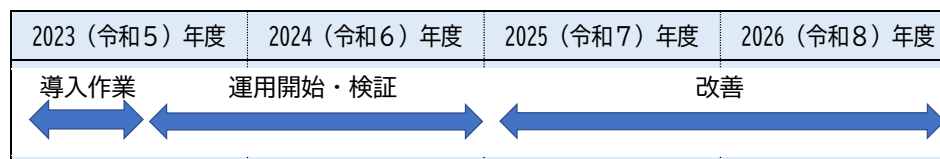


- 【経過】** 2023 (令和5) 年6月 保育業務支援システムの導入に係るワーキングチームを設置
DX推進幹事会において、関係課から選抜したメンバーを構成員とするワーキングチームの設置を承認

1-3-2 ICTを活用した学校教育の推進【学校教育課】

教職員及び児童・生徒用に導入したタブレット端末を授業等で活用し、児童・生徒にとって分かりやすい授業を実践するとともに、学習支援ソフトの活用等により基礎学力の定着を図り、学力向上に取り組めます。

また、少子化やICTの普及に対応した教育環境の整備を図ります。



- 【経過】** 2017 (平成29) 年度 学校にWi-Fi環境及び教職員用タブレット端末等を導入【2023 (令和5) 年度更新】
2020 (令和2) 年度 児童・生徒1人1台端末環境の整備
2021 (令和3) 年度 学習支援ソフト (個別学習ドリル) 導入
2023 (令和5) 年度 学校の通信回線環境の改善 (アクセスポイント*の増設)

1-3-3 子育てシェアタウン*の推進【子育て支援課】

住民が緩やかにつながることで、保護者の孤立を防ぎ、負担感の軽減を図るとともに必要に応じ頼り合える子育て環境を構築します。

2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
アプリ登録者の増			
人材発掘・育成、交流イベントの実施			
アプリ内コミュニティの増等、活発な利用の促進			

【経過】

- 2022（令和4）年12月 スマートフォン等で利用できるアプリケーション、「箱根町子育てシェアタウン」を提供
- 2022（令和4）年12月 オープニングイベント「箱根みんなのクリスマス会」を開催
- 2023（令和5）年1月、2月 「箱根のたからさがし」（スマートフォンを使ったリテラシー教育）を開催（全2回）



1-4 DXを推進する人材の育成

- 全庁的・横断的な組織力の強化と職員個々のスキルアップで本町のデジタル化を推進
- 各々の職務やデジタル活用スキル、デジタルリテラシーのレベルに応じた人材を育成

1-4-1 職員研修の実施及びICT人材の雇用【企画課・総務防災課】

役職や習得レベルに応じた研修会を計画的に実施することで、職員のスキルやデジタルリテラシーの向上を図り、DXを推進する人材の育成を行うとともに、ICTに精通したデジタル人材の雇用を検討していきます。

2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
DX・デジタルリテラシーに係る研修の企画・実施・改善、ICT人材の雇用を検討			

【経過】

- 2022 (令和4) 年4月 DX幹部職員研修実施
- 2022 (令和4) 年5月 DX全職員向け動画研修実施
- 2022 (令和4) 年9月 DX管理職員研修実施
- 2022 (令和4) 年11月 DX推進リーダー会議を開催 (各課等から1名選抜)



➤ 方針2 ➤ より便利に、より快適に

デジタルの力により、利便性が向上し、快適にサービスが受けられるまちをめざします。

1

行政手続オンライン化の拡充

2

マイナンバーカードの普及促進

3

デジタルデバイド対策の充実

4

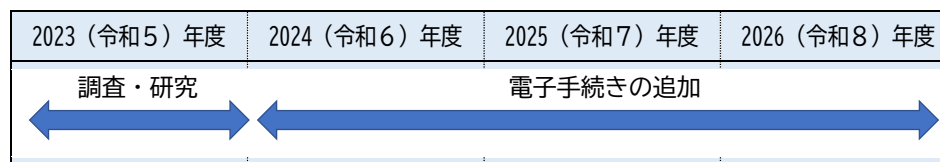
デジタル化による安全安心なくらし

2-1 行政手続オンライン化の拡充

- 行政手続きや納税手続きのオンライン化により、町民のサービス満足度の向上
- 行政情報のWeb公開等により、町民がより多くの情報を簡単に得られる環境の実現

2-1-1 手続き・申請のオンライン化【全庁】

マイナポータルサイト*を活用した電子申請やメールによる事前受付を行うことで、住民の利便性向上を図ります。

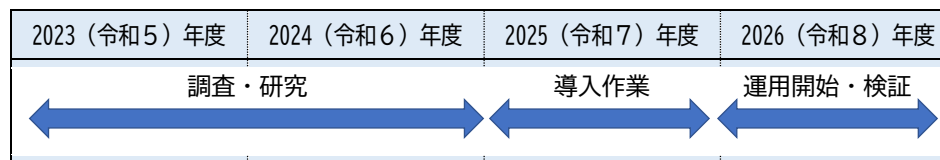


- 【経過】
- 2022 (令和4) 年7月 庁内各課等へ押印等の見直しを通知
 - 2023 (令和5) 年3月 押印等の廃止に係る関係規定の改正
 - 2023 (令和5) 年4月 フォローアップ調査を実施 (押印を必要とする883件の手続きのうち81.9%の押印を廃止)

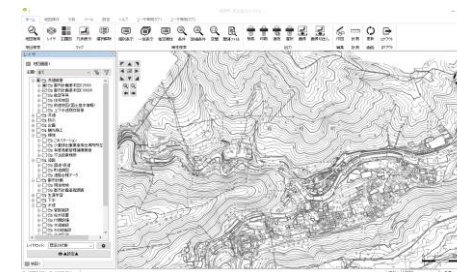
2-1-2 統合型GIS*のWeb公開【①都市整備課、②上下水道温泉課、③生涯学習課、④環境課】

様々な地図情報データを公開型GIS*により、視覚的に情報提供を行い利便性の向上を図ります。

- ①用途地域の照会
- ②下水管の埋設情報の確認
- ③埋蔵文化財、子ども110番の家の位置情報
- ④ごみステーションの位置情報



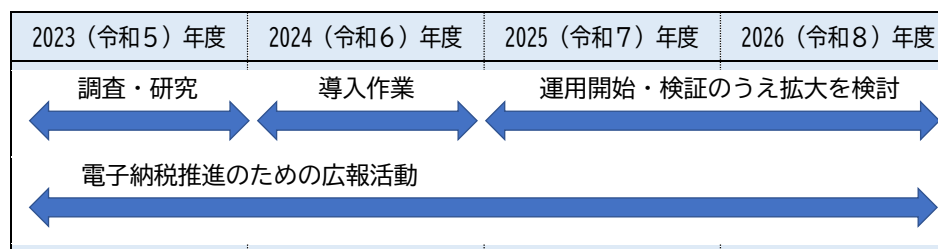
- 【経過】
- 2022 (令和4) 年4月 庁内各課等で利用可能な統合型GISの稼働開始
 - 2023 (令和5) 年2月 統合型GISシステムにWeb公開できる機能の追加を検討



イメージ図

2-1-3 納税や手数料のキャッシュレス化【①会計課・都市整備課、②税務課】

- ①キャッシュレス決済の導入やコンビニ収納による納付方法の拡充を検討し、窓口手数料等のキャッシュレス化を推進します。先進事例を研究するとともに、納付者の利便性、費用対効果及び業務効率等を調査・検討した上で導入の可否を決定します。
- ②「かながわ電子納税推進プロジェクト」に賛同しており、2023（令和5）年度以降、共同で広報活動などを実施し、電子納税の利用率向上に努めます。

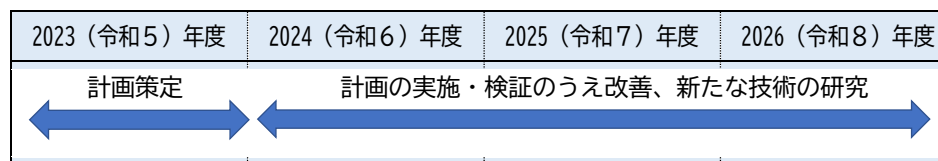


【経過】 2005（平成17）年 町県民税、固定資産税のコンビニ収納を開始、主要な税・保険料等は既に順次対応済
 2021（令和3）年10月 モバイルバンキング支払い、クレジットカード支払い、電子マネー支払いの導入
 （町県民税普通徴収、固定資産税、軽自動車税に限る）

2023（令和5）年6月 キャッシュレス決済に係るワーキングチームを設置
 DX推進幹事会において、関係課から選抜したメンバーを構成員とするワーキングチームの設置を承認

2-1-4 デジタルトランスフォーメーションの推進【企画課】

申請等における押印、対面手続方式を見直した行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済の推進などICTを活用したデジタルトランスフォーメーションを促進し、町民サービスの利便性向上を図ります。

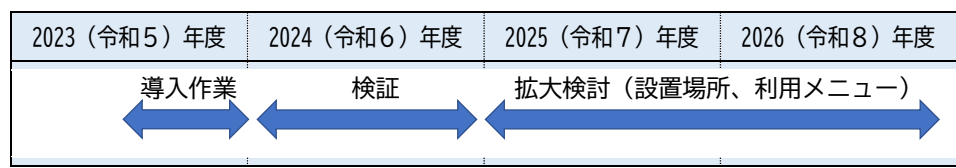


2-2 マイナンバーカードの普及促進

■ すべての町民に平等に情報とサービスの提供を実現するための環境を構築

2-2-1 手続きのデジタル化【企画課】

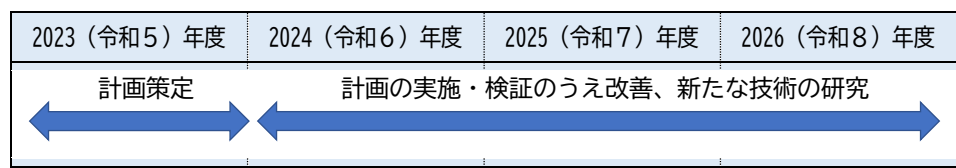
タッチパネルのかんたんな操作からマイナンバーカードを用いて、申請書を作成する「書かない窓口」を実現します。



【経過】 2022 (令和4) 年10月開催のDX推進幹事会において、かんたん窓口システムの導入を承認 (手続きのオンライン化)

2-2-2 【再掲】 デジタルトランスフォーメーションの推進【企画課】

申請等における押印、対面手続き方式を見直した行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済の推進などICTを活用したデジタルトランスフォーメーションを促進し、町民サービスの利便性向上を図ります。



2-3 デジタルデバインド対策の充実

■ デジタルに不慣れな人やインターネットにアクセスしにくい人であっても、誰もがデジタルの恩恵を享受できる、誰一人取り残されないデジタル社会を実現

2-3-1 各公民館・出張所や集会所等へのWi-Fi設置【企画課・町民課】

コミュニティの推進を目的に各地域の公民館・出張所等にWi-Fi環境を整備します。

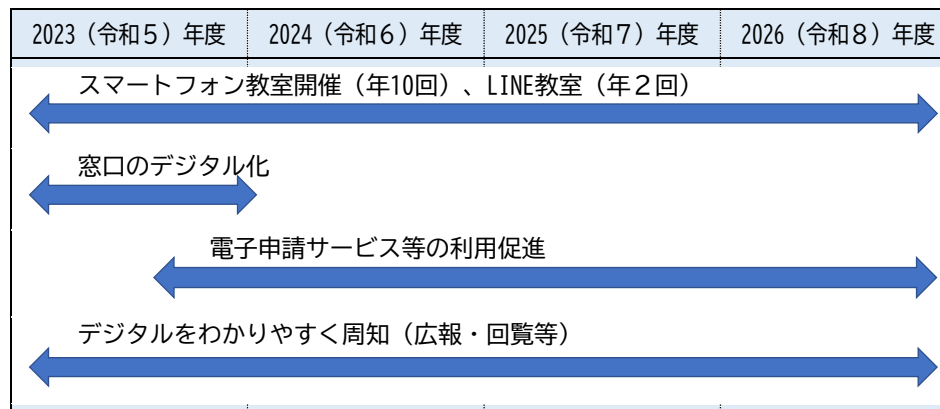
2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
導入作業	運用開始、多目的利用の調査研究		

【経過】 2023 (令和5) 年6月 本庁舎住民ホール、各公民館・出張所、さくら館、やまなみ荘、元箱根集会所にWi-Fi機器を設置し、町民向けに無料開放



2-3-2 デジタルデバイド対策【企画課】

日常生活において、行政機関や民間企業はスマートフォン等のモバイル機器を主としたサービス設計を行っていることから、特にスマートフォンの操作に不慣れな住民がデジタルサービスを平等に受けられるようサポートするため、スマートフォン教室を開催するなど、幅広い世代の方がオンライン申請等のサービスを受けられることをめざします。あわせて、スマートフォン等を持たない方でも窓口で電子的に手続きが可能となる環境（タブレット端末による電子手続き、申請書作成機能）の構築を図ります。



【経過】

2022 (令和4) 年度 各地域でスマートフォン教室を開催 (5地域各2回、計10回)、LINE教室 (1回)

2023 (令和5) 年度 上記教室に加え、初級スマートフォン教室 (2回) LINE教室 (2回) 二次元バーコード決済 (2回) を開催



2-4 デジタル化による安全安心なくらし

■ 災害時のスムーズな情報収集や連携、救命率の向上を図るために、様々な取組みを実施

2-4-1 119番通報のライブ配信【消防】

通報者が災害現場の映像配信を行うことにより、場所の特定、災害の規模及び詳細情報等を早期に把握します。



2-4-2 IP無線*の導入【消防】

消防無線の不感地帯が生じた場合の対応及び音声以外の情報も共有できるため、密度の濃い情報を共有し的確な災害対応を図ります。



【経過】 2022 (令和4) 年度 消防指令システム整備の更新に向けて、調査・研究を実施、迅速な対応が可能となるよう、119番通報時のライブ配信機能及びIP無線の導入を検討

▶ 方針3 ▶ 生まれた時間は町民のために

デジタルの力により、効率的な行政運営を推進し、職員の力を町民サービスの向上に一層注ぐことができる環境をめざします。

1

AIやRPAの活用による業務の効率化

2

Web会議やテレワークの推進

3

ペーパーレス化の推進

4

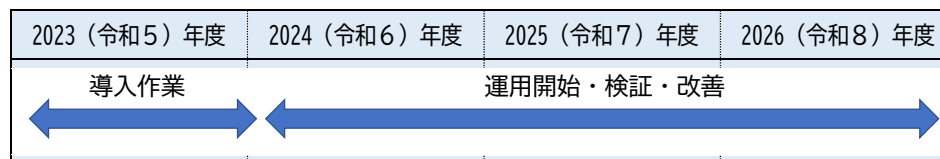
デジタル環境の整備・拡充

3-1 AIやRPAの活用による業務の効率化

■ 業務の効率化を図ることで、現在より職員負担を軽減し、町民満足度を向上

3-1-1 登記情報のオンライン化（登記済通知データ連携システム）【税務課】

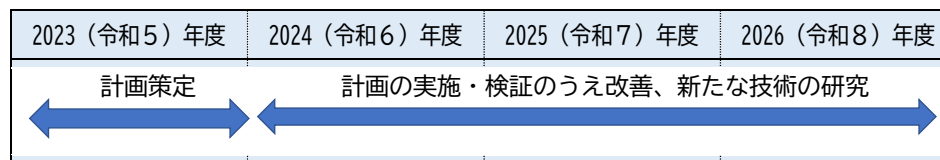
固定資産税の賦課業務において、オンラインで法務局から登記済通知を取得できるシステムを導入します。併せて、システムで解決できない部分のAI、RPA利用を研究します。



【経過】 2022（令和4）年10月開催のDX推進幹事会において、登記済通知データ連携システムの導入を承認

3-1-2 [再掲] デジタルトランスフォーメーションの推進【企画課】

申請等における押印、対面手続方式を見直した行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス決済の推進などICTを活用したデジタルトランスフォーメーションを促進し、町民サービスの利便性向上を図ります。

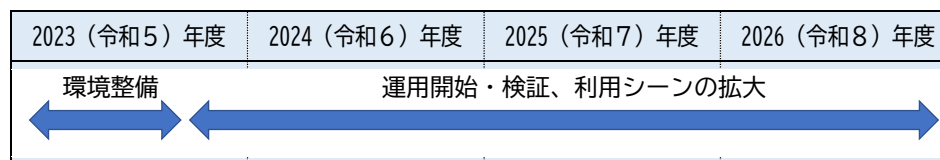


3-2 Web会議やテレワークの推進

Web会議やテレワークの推進により、事務の効率化、働き方改革を推進し職場環境を改善

3-2-1 各種会議のWeb開催【全庁】

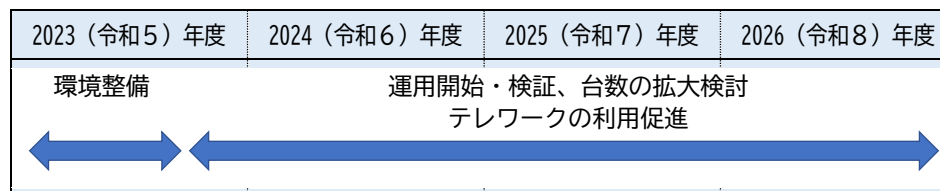
各種会議開催時、タブレット端末を利用してペーパーレス化、オンライン会議を開催します。



【経過】 2023 (令和5) 年度導入のタブレット端末等を用いて、検証開始

3-2-2 テレワークの推進【企画課・総務防災課】

伝票や文書の電子化に伴い管理職もテレワーク対象とします。また、チャットツール*などのコミュニケーションツール導入も検討します。



【経過】 各課等のDX推進リーダーを筆頭に、テレワークの実施

2021 (令和3) 年10月 テレワーク実施状況調査【2021 (令和3) 年1月～9月まで】を実施、実施人数：50人、延回数：285回

【緊急事態宣言による制限開始：2回目2021 (令和3) 年1月8日～、3回目8月2日～】

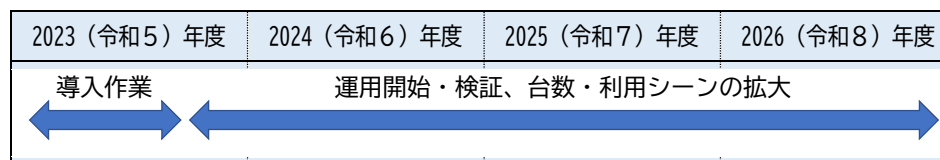
2023 (令和5) 年3月 テレワーク実施状況【2022 (令和4) 年12月～2023 (令和5) 年3月まで】実施人数：22人、延回数：64回
(新規感染者の増加など横這い傾向が続き、社会活動が増えたことからテレワーク実施者が減少)

3-3 ペーパーレス化の推進

■ ペーパーレス化によりコスト削減や業務効率化を実現、多様な働き方に対応

3-3-1 会議のペーパーレス化【全庁】

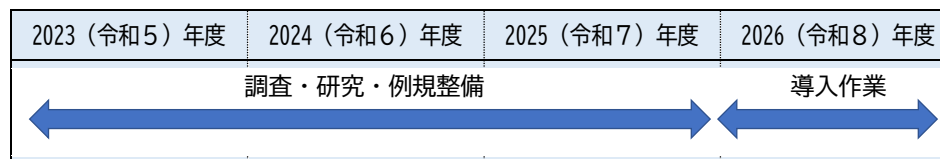
ペーパーレス会議システムとタブレット端末、モニター等を用いて庁内会議等をペーパーレスで開催します。



【経過】 2023 (令和5) 年度導入のタブレット端末等を用いて、検証開始

3-3-2 文書管理・收受システムの導入【総務防災課】

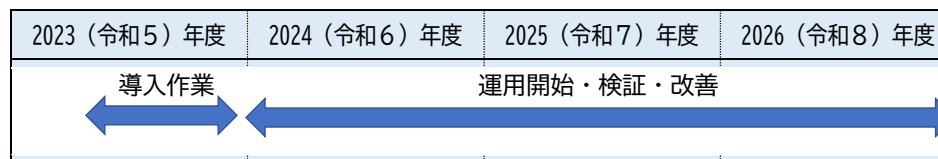
起案文書等を電子データで作成・決裁・保存することで、事務決裁の迅速化、効率的な文書管理や收受、テレワーク推進を図ります。



【経過】 2023 (令和5) 年4月開催のDX推進本部会において、所管課の優先課題として承認

3-3-3 伝票事務処理のデジタル化【財務課・会計課】

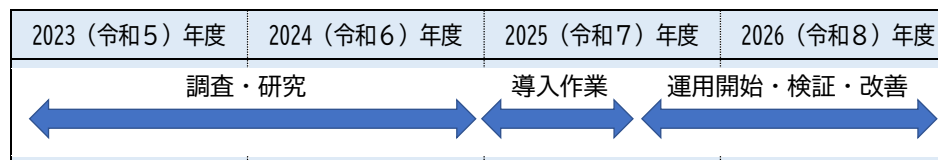
見積書及び請求書の押印廃止、原本添付不要として電子決裁システムを導入、ペーパーレス化を推進します。
 その他、紙伝票の持ち運びがなくなり、伝票保存（7年間）など事務効率化が図られます。納付書等の扱いは今後検討します。



【経過】 2022（令和4）年10月開催のDX推進幹事会において、財務会計システムの更新に併せ、電子決裁機能を導入することを承認

3-3-4 収滞納事務調査のデジタル化【税務課】

書面で行っている町税等の滞納者の財産調査（預貯金調査等）をシステム化することで調査に係る時間の短縮、手数料削減につなげます。



【経過】 2022（令和4）年11月開催のDX推進リーダー会議において提案後、所管課の優先課題として、DX推進本部会の承認を得る

3-4 デジタル環境の整備・拡充

■ デジタル環境を整備し、職務の効率化を向上

3-4-1 庁内LANの無線化【企画課】

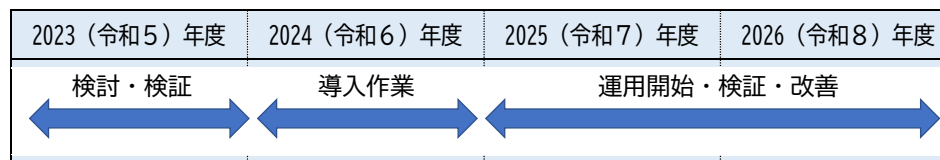
ペーパーレス化を推進し、事務の効率化を図るために必要な環境を構築します。併せてパソコンを軽量化、タブレット型にすることで、更なる生産性向上が見込まれます。



【経過】 2022 (令和4) 年度から一部無線環境を構築し、テスト稼働

3-4-2 奨学金等管理システムの導入【学校教育課】

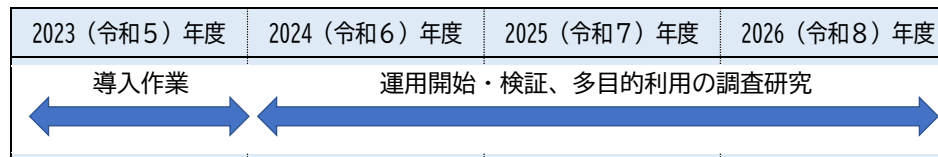
奨学金や入学資金の貸与者の返還（収納）状況を現在表計算ソフトにおいて管理しているが、2022（令和4）年度から新たに大学等修学資金の貸付や減免制度等を導入したことに伴い、さらに事務が複雑化するため、システム化により事務効率の向上を図ります。



【経過】 2023（令和5）年6月開催のDX推進幹事会において、システム導入に係るワーキングチームの設置を承認

3-4-3 地域福祉支援システムの導入【福祉課】

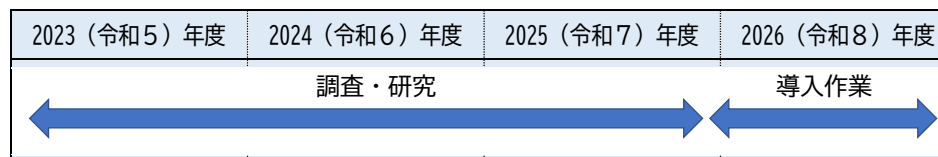
災害発生時に要支援者が安全かつ円滑に避難するための情報を管理するシステムです。また、地図情報を併せ持ち、様々な用途で利用可能なため、多目的に使用して事務の効率化を図ります。



【経過】 2022（令和4）年10月開催のDX推進幹事会において、システムの導入を承認

3-4-4 福祉相談支援システムの導入【福祉課】

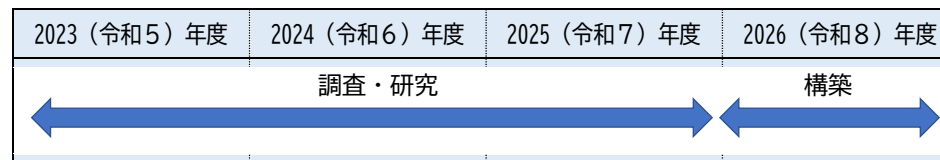
電話や窓口対応等の相談業務をシステム化し、必要とする課等で情報を共有します。



【経過】 2022（令和4）年度 福祉相談支援システムのデモンストレーションを実施
 社会福祉法の改正による重層的支援体制整備事業が創設され、子どもから高齢者まで世代、相談内容に関わらず継続的に相談を受け止める支援体制の整備が求められている。そのため、複数の課が連携して相談にあたる必要があり、情報の共有と、きめ細かな相談対応を可能とするシステムの導入について調査・研究を行う

3-4-5 道路台帳システムの機能拡張【都市整備課】

道路図・地籍図・地番図を管理するそれぞれのシステムのデータを連携・機能拡張することで、事務の効率化を図ります。



【経過】 2023 (令和5) 年4月開催のDX推進本部会において、所管課の優先課題として承認



第4章 資料

1 はこねデジタル未来宣言

～ 誰一人取り残されない

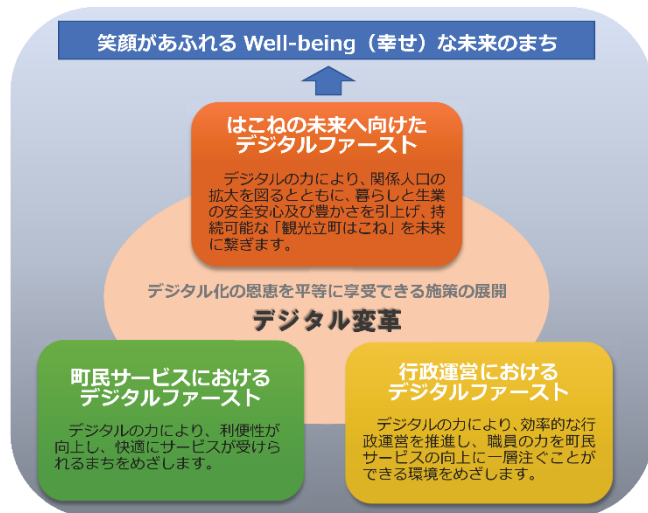
はこねデジタル未来宣言

人に優しいデジタル化 ～

人口減少・少子高齢化に伴う人手不足等に加え、カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現が求められるなど、地域のみならず地球規模で抱える諸問題が深刻化しています。このような中、本町では“3 つのデジタルファースト^{※1}”を掲げ、AI（人工知能）やICT（情報通信技術）等、デジタルの力を最大限活用し、子どもから高齢者まで「笑顔があふれる Well-being（幸せ）な未来のまち」を目指すことを宣言します。

令和4年8月22日

箱根町長 勝俣 浩行



※1 デジタルファースト：個々の手続きやサービスが電子的に完結できるよう優先していく考え方。行政のデジタル化に係る「デジタル手続法」で定められた基本原則の一つ。

はこねの未来へ向けた デジタルファースト

～持続可能な町を次世代に～

- デジタルマーケティング^{※2}の推進
- シティプロモーション^{※3}のデジタル活用
- 子育て・教育分野のICT活用

町民サービスにおける デジタルファースト

～より便利に、より快適に～

- 行政手続オンライン化の拡充
- マイナンバーカードの普及促進
- デジタルデバйд対策^{※4}の充実

行政運営における デジタルファースト

～生まれた時間は町民のために～

- AIやRPA^{※5}の活用による業務の効率化
- Web会議やテレワークの推進
- ペーパーレス化の推進

※2 デジタルマーケティング：インターネットなどの電子媒体やスマートフォンなどのデジタル機器を介して、データを分析し広告宣伝活動を行うこと。

※3 シティプロモーション：ある地域の認知度向上やブランド力向上を目的として行われる活動のこと。

※4 デジタルデバйд対策：インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できない者と利用できる者との間に生じる不利益や格差を解消・是正する取組み。

※5 RPA：Robotic Process Automationの略で、ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。

2 箱根町DX推進本部設置要綱

(目的)

第1条 デジタルの力を最大限活用し、子どもから高齢者まで「笑顔があふれるWell-being(幸せ)な未来のまち」の実現に向けた取り組みを総合的、効果的に実施するため、DXに関する重要事項を協議する箱根町DX推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「DX」とは、デジタル・トランスフォーメーションの総称であり、デジタル技術を用いて人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DXに関する重要事項及び総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、DXの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進本部は、本部会及び幹事会をもって組織する。

- 2 本部会に、本部長及び副本部長を、幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、企画観光部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、企画観光部長をもって充て、副幹事長は、企画観光部企画課長をもって充てる。

(最高デジタル責任者)

第5条 本部長は、最高デジタル責任者(以下「CDO」という。)として本部を総括する。
(CDO補佐官)

第6条 推進本部に、CDO補佐官を置くことができる。

- 2 CDO補佐官は、DX推進に必要な高度な専門的知見を有する有識者で、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 CDO補佐官は、CDOのマネジメントを専門的知見から補佐する。

(本部会)

第7条 本部会の構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、DXに関する事項を迅速かつ重点的に調査検討する。

- 2 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会の所掌事務)

第9条 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) DXの推進に関する情報システム等の調査、検討及び調整等を行い、本部の事務を補佐する。
- (2) 本部会から指示された事項に関すること。
- (3) 情報システムの運用に関すること。
- (4) 情報システムの計画的な拡充に関すること。
- (5) 情報システム及びデジタル機器の導入、配置に関すること。
- (6) その他必要とする事項
(ワーキングチーム)

第10条 幹事会には、前条に規定する所掌事務の細部について調査研究するため、ワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームは、チームリーダー及びチームメンバーをもって組織する。
- 3 チームリーダー及びチームメンバーは、幹事長が指名する。
- 4 チームリーダーは、ワーキングチームにおいて調査研究した結果を幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 推進本部の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
(箱根町電算処理推進会議設置要綱の廃止)
- 2 箱根町電算処理推進会議設置要綱(平成8年8月6日施行)は、廃止する。

別表第1(第7条関係)

区分	職名
本部長	副町長
副本部長	企画観光部長
本部員	教育長、総務部長、福祉部長、環境整備部長、教育次長、消防長

別表第2(第8条関係)

区分	職名
幹事長	企画観光部長
副幹事長	企画観光部企画課長
幹事	企画観光部観光課長、総務部総務防災課長、総務部町民課長、総務部財務課長、総務部税務課長、福祉部福祉課長、福祉部子育て支援課長、福祉部保険健康課長、環境整備部都市整備課長、環境整備部上下水道温泉課長、環境整備部環境課長、会計課長、議会事務局長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、消防本部次長

3 箱根町DX推進リーダー会議設置要綱

(目的)

第1条 町のDX推進に関する総合的な研究を行い、町民サービスの更なる利便性の向上と業務の効率化を図るため、箱根町DX推進リーダー会議(以下「リーダー会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「DX」とは、デジタル・トランスフォーメーションの総称であり、デジタル技術を用いて人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを言う。

(所掌事務)

第3条 リーダー会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) DX推進本部及び幹事会の指示事項に関すること。
- (2) DXに係る課等の周知、意識の醸成に関すること。
- (3) DXに係る課等の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、DXに関すること。

(構成)

第4条 リーダー会議は、企画観光部企画課長(以下「企画課長」という。)及び各課等の長が指名するデジタル機器等の一般的操作が可能、かつ情報システムの操作経験があるDX推進リーダー、各課等1名をもって構成する。

(招集)

第5条 リーダー会議は、必要に応じ企画課長が招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 リーダー会議は、必要に応じ関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 リーダー会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リーダー会議の運営等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
(箱根町情報化施策推進リーダー会議設置要綱の廃止)
- 2 箱根町情報化施策推進リーダー会議設置要綱(平成12年5月29日施行)は、廃止する。

4 用語説明

* AI

：Artificial Intelligence の略。学習等の人間の知的能力をコンピュータ上で実現する技術。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能によって活用を行う技術。

* AIカメラ

：AI（人工知能）を搭載したカメラのこと。

* CDO

：Chief Digital Officer の略。全体のデジタル化状況の把握や、デジタル化をきっかけとした組織改革を担う、最高デジタル責任者のこと。

* CISO

：Chief Information Security Officer の略。データを保護するために使用するサイバーセキュリティ戦略を設計し、組織全体のリスクを評価して、サイバー防御を改善する責任をもつ、最高情報セキュリティ責任者のこと。

* cotoha

：箱根町仙石原にある古民家。「cotoha^{コトハ}」とは「コワーキングスペース」と「泊まる・トライアルステイ」と「箱根」の頭文字を取った言葉。

* DMO

：Destination Management Organization の略。観光地域づくり法人のこと。

* DXフェロー

：専門的知識、経験等に基づき、本町の行政のDX推進に関する支援及び助言を行う者。

* GIS

：Geographic Information System（地理情報システム）の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を目で見ても分かりやすいように表示させるシステム。

* GPS

：Global Positioning System の略。人工衛星からの電波を地上のカーナビやスマートフォンなどの受信機で受信して、その位置を割り出すシステム。

* ICT

：Information and Communications Technology の略。情報技術（IT）を拡張した用語であり、通信技術を使用し、人とインターネット、人と人が繋がる技術。

* IoT

：Internet of Things の略。モノのインターネットと訳される。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

* IP無線

：携帯電話やスマートフォンが利用するインターネット回線を利用して通信するシステム。

* IT基本法

：2001（平成13）年1月に施行された法律で、正式名称を「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」という。

* RPA

：Robotic Process Automation の略。人間に代わって作業を実施できるAIや、機械学習等を活用して自動化技術により代行・代替する取組み。

*SDGs

：Sustainable Development Goals の略。2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

*Web会議

：インターネットを利用して遠隔地の相手と繋ぎ、Web会議システムで音声や映像をリアルタイムに共有しながら行う会議のこと。

*Well-being

：Well（よい）とBeing（状態）が組み合わさった言葉で、幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態のこと。

*Wi-Fi

：パソコンやタブレットなどのネットワーク対応端末が、ケーブルではなく無線の電波によって接続できるようになる方式。

*アクセスポイント

：ルーターに接続して、機種とルーターを無線でつなぐための中継地点。

*インバウンド

：外国から本国への旅行や本国への外国人旅行者のこと。

*オンライン化

：これまでインターネットにつながっていなかった業務環境をインターネットに接続し、オンライン上で管理や操作の可能な環境を構築すること。

*かながわICT・データ利活用推進計画

：神奈川県において、県民の安全安心や利便性の向上と、行政内部の業務全般の効率化を実現するため、ICT及びデータを積極的に利活用していくために策定された計画。

*関係人口

：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

*官民データ活用推進基本法

：官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とした法律。

*キャッシュレス

：電子マネーやクレジットカード等を利用して、現金を使用せずにお金を払うこと

*子育てシェアタウン

：子育て世帯どうしや子育てに協力したい地域の担い手の交流と互助の仕組み。

*コミュニティスペース

：地域の人々が交流することを目的として作られている場所。

*コワーキングスペース

：年齢や性別など関係なく、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などを共有しながら、仕事をする場所。

*サイバーセキュリティ基本法

：サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念や戦略の策定等を規定された法律。

*サイバーセキュリティ戦略

：インターネット上のサイバー空間（コンピュータ・ネットワーク上の仮想空間）の安全安心を確保するための国家戦略。

*サテライトオフィス

：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。

*サービスデザイン

：顧客の体験価値を重視し、継続できるビジネスを実現するための組織や仕組みを描くこと。

*シティプロモーション

：内外に地域の魅力を発信することでイメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動。

*情報セキュリティポリシー

：情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

*チャットツール

：メールよりも手軽に文字によるリアルタイムでのコミュニケーションができるツールのこと。

*デジタルサイネージ

：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

*デジタルデバイス

：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる不利益。

*デジタルトランスフォーメーション（DX）

：Digital Transformation（デジタル変革）のこと。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

*デジタルファースト

：デジタル手続法に関連する用語で、行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結すること。

*デジタルマーケティング

：インターネットやAI技術といったデジタル技術や、デジタル化されたデータを用いたマーケティング手法。

*デジタルリテラシー

：デジタル技術を理解して適切に活用できる能力のこと。

*テレワーク

：情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事。

*統合型GIS

：自治体で使用する地図データのうち、複数の課等（都市計画、道路、下水道、農地、固定資産など）が利用するデータ（道路、街区、建物、河川など）を共用できる形に整備し、統合して維持管理すること。

*プッシュ型

：特定の対象者に直接的に通知する方法。

*プロモーション

：誘客を促進するための一連の活動のこと。

*ペーパーレス

：パソコンやタブレットを活用し、紙媒体や印刷の利用を減らすこと。

*ポータルサイト

：インターネットでホームページを閲覧する際に、最初に訪問するサイトのこと。

*マイナポータルサイト

：政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できるポータルサイトのこと。